

令和3年度岩美町除雪計画

1. 基本方針

道路は、通勤・通学といった日常生活や、物資の輸送といった経済活動の用に供されており、これは冬期においても同様である。

重要課題である冬期間の交通確保のため、迅速かつ効率的な除雪をおこなうことで安全・安心な道路交通の提供を図るものとする。

2. 除雪期間

除雪期間は、原則として下記のとおりとする。

自 令和3年12月 1日

至 令和4年 3月31日

3. 除雪作業の基準等

・除雪区分と出動基準について

除雪区分	出動基準
新雪除雪	路上に新雪が10cm程度になり、その後も降雪が続く恐れのある場合。ただし、大雪警報等により大雪が予想される場合は5cm程度での出動とする。
拡幅除雪	道路両端に雪堤又は吹き溜まりができて車線の確保が困難となった場合、又はその恐れがある場合。

・早朝除雪について

除雪の完了は通勤通学時間帯を考慮して午前6時30分を目途とする。

除雪はバス路線を優先的に実施する。

ただし、降雪の状況等によりやむを得ない場合は、除雪路線の順番等変更となる場合もありうる。

4. 除雪対象とする路線の基準

- ・町の主要町道であること。ただし、冬期における通行が危険又は困難な区間で、迂回路の有る区間は除く。
- ・その他、特に必要と認める区間。